

# 国際課税トピックス

## 1 トービン・タックスとは何か

最近の国際的金融における混乱の原因の一つが、国際的な投機資金の急激な流出入であるという観点から、国際的な資本移動を抑制する選択肢として、1972年に米国のノーベル経済学者であるJames Tobin教授の提唱した、いわゆるトービン・タックスが脚光を浴びている。このトービン・タックスは、1970年代前半の為替の変動相場制移行を受けて、為替取引に税という負担をかけることにより為替の投機を抑制することを意図したものである。この税は、1995年、コペンハーゲンで開催された国連サミットにおいて、フランス及びカナダに支持され、その後のカナダのハリファックス・サミットでは、議題として取り上げることが検討されたが、多くの参加国から拒否されている。

## 2 トービン・タックスの周辺

この税を巡って、多方向へ議論が展開しているのが現状である。その一つは、国連が、この税の課税権を保有することを画策していることである。トービン・タックスは、国際的為替取引を課税対象としていることから、世界的規模において実施しないと実効性がないことから、本来の意味での租税であるかどうかは別にして、国連のような国際機関の介在する余地が生じるのである。

第二としては、国際的な資本移動、特に投機資本の移動の抑制策として、為替管理等のその

他の抑制策との優劣の問題が論じられている。投機資本が国際間を自由に移動できるということは、各国の規制緩和によるものであり、この税は、このような国際金融における制度面を変えることがない点で、その他の法制度改正等の直接的な手段よりも利点があることになる。

上述の二つがどちらかというと、トービン・タックスの外的な要因であるとすれば、第三として、トービン・タックス自体についての議論がある。この議論は、この税に反対する立場からの主張と賛成する立場の主張に大別され、前者は、税という負担を課すことへの反対とこの税の実行可能性を疑う意見に分かれ、後者は、トービン・タックスをより発展させた形での主

## 為替取引課税

張とその批判に分けることができる。

## 3 トービン・タックスの問題点

トービン・タックスを一言で言えば、「言うは易し行うは難し」という表現が当てはまることになる。まず、この税は、国際金融分野においてこれまで検討されてきたが、租税プロパーによる検証を経ていないことである。すなわち、通称トービン・タックスとは称されているが、これは、本来の租税であるのかどうかということである。租税は、国家がその主権に基づいて、法律の定めに従って、国民から強制的に徴収す

# Topics of International Taxation

る金銭等であるが、この税は、仮に、国際機関あるいはその他の機関が徴収するとしても、どのような法的根拠があるのかという点の議論がなされていない。例えば、IMFのような機関が、リーダーシップを発揮して、その加盟国すべてに同じ内容のトービン・タックスあるいはその改良型を導入したとしても、加盟各国は、条約ではなく国内法の整備が必要となる。また、このような合意が加盟各国においてなされるのかどうかも疑問である。したがって、トービン・タックスは、本来の租税の定義に含めるには難しいものと思われる。さらに、IMF等の加盟国がこの税を導入したとしても、タックスヘイブン国等を利用した新しい租税回避方法が

ように行うのかという重要な問題が残ることになる。技術的にはコンピュータを利用することにより解決される部分もあるが、国連も独自の財源としてこの税収の確保を狙っていることから、この配分は各国の利害が対立することが予想される。

トービン・タックスは、ボーダレス化した今後の世界において、一種のグローバルタックスとしての先駆けとなるものであるが、このほかにも、電子商取引における情報量の単位であるビットを課税単位とするビット・タックス等もあり、今後は、一ヵ国において処理できない事象に課税する事態が頻繁に生じることも予測され、国際税務の内容も異なる次元で論じられることが考えられる。すなわち、従来の国際税務は、各国の課税権の調整をその対象としていたが、今後は、グローバルタックスという領域が新たに出現し、ここでは、各国が協調して同一の税を課したり、あるいは、国家以外の国際機関が課税主体になることもあり得ることになる。

## —トービン・タックス の周辺—

出現しないとも限らないことから、その対応策が必要であろう。

また、この税の創設の趣旨は、国際的投機資本の抑制策であることから、このような資金を区別する規準をどのように設定するのかという問題もある。本来のトービン・タックスは、直物取引を対象としているが、現在の国際金融は、1970年代とはその状況において異なっていることから、デリバティブ取引等も考慮する必要がある。

さらに、徴収は、仮に、国際機関が各国に代わりこれを代行するとしても、その配分をどの

日本大学教授

矢内一好